

■正誤表

平野裕之著『コア・ゼミナール民法Ⅳ 債権法2 契約各論・事務管理・不当利得・不法行為』におきまして、

下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
1	5	5行目	登記抄本	登記事項証明書
1	18	CASE2-5 2行目	支払った	受け取った
1	19	最終行	改正法「種類」の	改正法は「種類」の
1	23	CASE2-10 2行目	支払った	受け取った
1	26	CASE2-12【A】	568条1項	568条4項
1	26	[解説] 2行目	裁判者	裁判所
1	37	CASE3-2 5行目	販売資金	販売代金債権
1	38	1行目	587条の2第2項	587条の2第1項
1	42	CASE3-7 5-7行目	賠償を求める訴訟を…難しかったので、	賠償が求められ、AはBに100万円の賠償金を支払うことを約束するとともに、
1	44	3行目	最判平28・12・19	最大決平28・12・19
1	44	CASE3-9 4行目	借し切り	貸し切り
1	46	[解説] 5行目	普通預金債務	普通預金債権
1	58	下から2行目	修理用紙	終了し
1	61	下から3行目	特約は…除外する	特約は可能であろうか。経年変化を原状回復義務から除外する
1	67	2行目	貸借契約の関係が当事者間変更が認められる	貸借契約が置き換えられる
1	69	[解説] 6行目	646条の2	616条の2
1	70	[解説] 3行目	Bが	αらが
1	90	[解説] 6行目	取り仕立てて	取り立てて
1	106	[解説] 5行目	売買契約時	贈与契約時

1	111	CASE9-4 7行目	痛みなどはなく、5年間	傷みなどはなく、7年間
1	116	【A】	CDは	DEは
1	133	下から6行目	自分のために事務管理を	委任者のために事務処理を
1	140	下から4行目	免れた債務が	免れた債務者が
1	144	下から7行目	②⑥では	①⑥では
1	151	【解説】4行目	そもそも債務があり	AC間は何らの法律関係もなく
1	152	下から2行目	(577条)	削除
1	154	【解説】 11-12行目	Aは過失なくBには悪意があるのでBが	Bは過失なくAには悪意があるのでAが
1	157	下から3-2行目	保護さる	保護される
1	166	1-2行目	後遺症がより軽くなった相当程度の可能性があれば	削除
1	172	【解説】5行目	図る	測る
1	172	【解説】6行目	公益利益	公益
1	182	最終行	Cに賠償請求	B及びCに賠償請求
1	186	【A】1行目	成立して	成立した
1	187	6行目	機関	期間
1	187	13行目	分させる	負担させる
1	192	CASE22-7 5行目	賠償資金	弁済資金
1	205	【解説】6行目	発生ずる	発生する
1	212	【解説】 下から2行目	また、時効期間を5年と考える余地もある。	削除
1	213	下から6行目	発症自体とは	発症自体と
1	213	下から2行目	724条の	724条の2の
1	214	CASE26-5 1行目	必至	必死
1	223	CASE29-2 5行目	DはCに	DはAに
1	223	【解説】3-4行目	手形については、Bは手形について、Aの手形についての発行権限はあるが、今回の発行は	BはAから手形の発行権限を与えられているが、本問の発行は自己の借金の支払に充てるためであり

1	226	下から3行目	BCともに	Bとともに
1	235	CASE33-4 4行目	聞こえたため、	聞こえたため、
1	236	[解説] 9-10行目	死亡まで第二現場での暴行がどの程度関与しているかは不明なので、	第二現場での暴行が死亡までにどの程度影響しているのかは不明なので、
1	239	[解説] 3行目	AC間においては	BC間においては